

會學濟經學大國帝都京

# 叢論經濟

號二第 卷一十三第

行發日一月八年五和昭

## 論 叢

段別割論 . . . . . 法學博士 神戸 正雄

數學的經濟學の論理的構造 . . . . . 文學博士 米田庄太郎

貨幣の本質について . . . . . 文學博士 高田 保馬

## 時 論

米價基準設定に就いて . . . . . 經濟學士 八木芳之助

## 說 苑

國家經費の轉嫁に就いて . . . . . 經濟學士 小山田小七

統計の解説、批判、解拆 . . . . . 經濟學士 蛭川 虎三

經濟表について . . . . . 經濟學士 柴 田 敬

## 雜 錄

生産費函數と生産費遞増減の法則 . . . . . 經濟學士 高 森 晋

歐洲諸國の建築工業に於ける失業の季節的變動 . . . . . 經濟學士 益田 熊雄

人口定數觀考 . . . . . 法學博士 財部 靜治

## 法 令

正米市場規則

## 附 錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁 轉 載)

## 米價基準設定に就いて

八木芳之助

- 目次。(一)米穀法の缺陷と米價基準の意義。(二)物價指數に基く案。(三)物價指數に米價の趨勢を加味する案。(四)生産費及び生計費に基く案。(五)結論

## 第一 米穀法の缺陷と米價基準の意義

米穀法の運用を公正ならしむるため、米價基準を設定するの必要なるは言を俟たざる所である。傳ふる所によれば農林省の之に對する原案も略ぼ成り、來議會に提出され米穀法の改正を見んとする形勢にある。此の際、米價基準設定に關して若干の考察を試むるは、米價研究上多少の参考となること、信じ、以下少しくそれに就て論及することとする。

我國内地の米産額は豊凶によつて差異あるも、逐年増加の傾向を示し、近年に在りては平年作に於て約六千萬石を上下し、其の價額に就ては昭和二年には十七億六千四百四十萬圓に及び、之

を我國工業品中の重要なもの、一たる綿絲紡績品の同年の生産價額五億四千六百三十二萬圓に比して約三倍に當つてゐる。勿論米産額の全部は商品化さるゝものにあらざるも、假に其の約半が商品化さるゝとするも、其の價額は尙ほ相當の巨額に達し、我が國民經濟上米穀の占むる重要程度は決して之を輕視するを得ない。而して内地産米穀は殆んど全部内地に於て消費され、之が市場は我が内地のみに限定さるゝが故に、從て其の價格騰落の影響は内地生産者のみならず、また消費者の蒙る處も極めて甚大である。此の米價の高低を見るに、其の原因は收穫の豊凶により、供給の過不足により、一般物價の變動により、或は其の他の不時の事變等によるものであるが、之に加ふるに内地米の特殊なる品質と之に對する邦人の強大なる執着力とは、米價の變動を一層強烈ならしめた。試みに東京深川正米市場の内地玄米中米標準相場を見るに、大正元年七月に一石二十三圓二十九錢なりし米價は、大正四年十月には十一圓三十一錢に暴落し、大正七年十月には四十四圓四十一錢に上騰し、八年三月には三十七圓十六錢に再び下落し、九年一月には更に五十四圓六十三錢に上騰し、同年十二月には二十六圓三十一錢に暴落せる有様である。

斯る米價の激變が一般社會に及ぼせる影響の最大なりしは、實に大正時代に入りてのことであり、かの米價の暴騰に基く所の大正七年の米騒動、また米價暴落を防止するため帝國農會及び各府縣農會に依て起されたる彼の大正十年の投賣防止運動は、其の代表的なるものであつた。斯の如く米價變動の人心に及ぼす影響は極めて大なるものありしが故に、國民生活を安定せしめ、農家經濟を堅實ならしむる目的を以て、大正十年四月二日法律第三十六號を以て米穀法が發布され

1) 第四十八回 帝國統計年鑑による。

た。その目的は左の條文より之を知ることが得る。

第一條 政府は米穀の需給を調節する爲必要ありと認むるときは米穀の買入、賣渡、交換、加工又は貯藏を爲すことを得  
法文上は米穀の需給調節を主要目的となせるも、立法者は決して價格調節を全然無視せる所ではなかつた。立法者の意を推察するに、米價が一般物價に應じて變動するは、之れ米穀それ自體の原因によつて起るものにあらざれば、米穀法は之に觸るべきものにあらずとなし、唯米穀それ自體による原因、即ち豊凶、供給の過不足による米價變動の場合に於てのみ、先づ米穀の需給を調節し、以て間接的に米價を調節せんとするにあつた。

然るに米穀の需給調節は、世間一般には數量調節の意義に解せられ、専ら數量の過不足を目標として調節手段に出づるものと解せられたるを以て、米穀市價の平準を維持する上に於て、尙ほ盡さざるの憾ありと批難され、遂に大正十四年三月三十日法律第三十六號改正によつて、市價調節の主旨をも含ましむるに至つた。

第一條 政府は米穀の數量又は市價を調節する爲必要ありと認むるときは米穀の買入、賣渡、交換、加工又は貯藏を爲すことを得

從來の需給調節に市價調節を加味せる當時の論據は、(一)本來需給調節により間接的に市價の調節をなし得るも、端境期に至れば、其の年の作柄の豫想の上に思惑を試みるものあるが故に、米價に暴騰暴落を來たす虞がある。然るに毎年米數量の確定を見るは翌年の二月頃なるを以て、量の調節を嚴守する限り、それ迄には調節に出動し得ざる虞がある。(二)米價は經濟上需給關係により

て自然に定まるべきものなるが、人爲的、即ち投機思惑に依て暴騰暴落を來たす場合あり、而かも此の事たるや、生産、消費兩者を害するものなるが故に、斯る暴騰暴落を防ぎ以て市價をして平準を得せしむるには、市價調節を必要となすと云ふにあつた。

市價調節を加味することによりて、米價調節に多少の積極性を賦與するに至れるものなるが、斯く積極的に市價を目標として調節を行ふ場合には、之が調節出勤に當り、一定の基準設定を必要となすは論を俟たざる所である。然るに政府が米の買入又は賣渡をなす價格に就ては、米穀法は左の如く規定してゐる。

第三條 政府は帝國內に於て第一條の規定に依り米穀の買入又は賣渡を爲さむとするときは其の價格を告示すべし……前項の價格は時價に準據して之を定むべし

斯の如く政府の買入又は賣渡には準據すべき一定の基準設定を見ざるが故に、米穀の買入、賣出價格は政府當事者が時價に準據して自由裁量に依て決するものである。然れども基準を缺ける従來の米穀法にも、其の運用上何等かの目安のありしことは農林省の初期の米穀法施行經過概要に徴しても瞭かである。然し斯る目安を客觀化せしむべき基準を缺けることが、米穀法の蒙る批難の一因であつた。即ち米價が何圓下落すれば米穀を買上げて其の値上を行ふか、又何圓騰貴すれば賣出して値下を行ふべきかは、全く政府當事者の意思次第で自由に行はるゝが故に、國民は毫も適從する所を知らず常に不安の念に襲はれ、就中米穀の圓滑なる配給は著しく阻礙さるゝとの議論が喧しくなり、殊に政黨政派のため米穀法が利用さるゝとの非難さへも流布さるゝに至つ

た。

仍て其の後政府も種々研究し、昨昭和四年六月米穀調査會第一回總會が開設さるゝや、『米穀の需給及び價格の調節に關して執るべき方策如何』との諮問が提出され、以來特別委員會、小委員會等に於て審議討究の結果、今年三月二十日の委員總會に於て五ヶ條の答申を決議した。而して米穀法發動の目標たるべき基準價格に就ては、

米價基準を設定するは緊要なりと認む、よつて政府は速に米穀法發動に必要な米價の最高最低基準を調査決定すべし。  
となし、其の説明に曰く、

米穀法の運用に當り、據るべき最高最低基準を設くることは、米穀法の發動を公正ならしめ運用に遺憾なからしむる上に於て極めて緊要なりと認む、本會に於ては(一)物價指數に基く案、(二)生産費及び生計費に基く案、(三)物價指數に米價の趨勢を加味する案等の提出を見たるも各種の事情につき尙充分調査を遂ぐる必要あり、仍て政府に於て速かに成案を得る機力むべし。

とあつて、基準を決定せずして之を政府に移した。

惟ふに米穀法運用に際して之が濫用を防ぐため、準據すべき客觀的標準を設定するは、洵に適當なる處置と云はざるを得ない。而して米價調節の理想としては、米穀の市價をして基準米價に合致せしむるにあるも、今日の如く米穀の生産並に配給が營利的經濟組織の下に行はるゝ場合に於ては、國家による米穀の生産及び配給の完全なる統制に依るにあらざれば、到底之を望み得ざる所であつて、單なる米穀法に於て之を期待し得ざるや勿論である。従て今日の場合に於ては、米穀市價が基準價格より上下に甚だしく變動せんとする勢を示す場合に限つて米穀法を適用し、以

て市價が基準價格を中心として上下一定割合の範圍以上に騰落せしめざるを以て満足する外はない。然し基準價格を中心として幾割迄の騰落を許すやを決定するに就ては相當の考慮を要する所であつて、騰落を許す幅を過大に決するときには米價調節そのものゝ意義を失ふに至るべく、又其の幅を過小に失せしむるときは米穀法運用を頻發ならしめ、徒に資金を費すことゝなり、結極米價調節策は失敗に終らざるを得ない。又或る點に於て米價の騰落を抑制せんとすれば、それに達する迄に賣却又は買上に着手する方が效果多き場合あるを以て、基準價格を中心として上下に二線を引き、第一の兩線以外に米價が騰落する場合には、政府は其の場合の諸事情を斟酌して調節に着手し得ることゝなし、第二線に米價の騰落が達する場合には絶対に米穀法を適用して、之れ以上の騰落をなさしめざるやう努むるは、米價調節上有效なる策たるや疑なき所である。更に米價基準は數年に亘りて固定すべきものにあらず、毎收穫年度毎に改正するを要するであらう。

要は如何なる標準に基いて米價基準を設定するや、其の内容如何に問題は存し、然かも此の問題たるや極めて解決困難なるものである。從來米穀調査會特別委員會に於て提出されたる諸提案を見るに、基準の内容に關しては何れも抽象的であつて、漠然たるを免れ難い。また最近の新聞紙によれば基準設定に關する農林省原案は、米價の最高基準は最低級の消費者の生計費により、最低基準は農家の生産費により、尙ほ一般物價指數その他の經濟的條件を斟酌し以て右の最高最低基準を補ふと云ふにあつて、未だ具體的基準設定の發表に接しない。仍て以下それ等の諸案に就て若干の考察を加へ、且つ成るべく具體的に之を吟味することゝする。

## 第二 物價指數に基く案

一般物價指數を標準として米價調節を行はんとする場合に、其の標準として日銀物價指數を採用するにしても、普通利用さるゝ所の固定基準指數のみを採用するか、又は前月或は前年を標準時とする連鎖指數を採用し、之と米價指數の夫とを對比するかに從て問題は二様に分かれる。先づ第一に固定基準指數を用ゐる場合に就て論じ、次に後者に就て論及するであらう。

### (一) 固定基準物價指數を標準とする場合

固定基準物價指數を標準として米價調節を行ふべしとする説は古くより唱へらるゝ所であつて嘗て戸田海市博士は一般物價指數に上下二割五分の幅を附して、それ以外に米價が騰落すること防止すべしとの説を發表された。<sup>1)</sup>而して今回の米穀調査會に於ける上山委員の提案は瞭に之に類するものであつて、一般物價を標準として米價がこれより二割低落せる場合には米を買い上げ、之に反して二割高の時は之を賣出すべきものとされる。而して如何なる時點を基準として物價又は米價指數を算定するかに就ては、同委員は明治三十三年十月の日銀調査物價と同年の米價とを基準として各年の指數を算出決定する考であると言はれる。今試みに明治三十三年十月の一般物價と米價とを基準とする米穀年度（前年の十一月より當年の十月迄）による一般物價指數、米價指數並に米價率（一般物價指數を以て米價指數を除したるもの、即ち一般物價の變動を除却せる米價指數）を擧ぐれば左の如くである。<sup>2)</sup>

1) 戸田海市博士、常平倉運用の標準、經濟論叢、第十二卷二號、三〇七頁以下。  
2) 一般物價指數及び米價指數は農林省農務局、昭和五年度米穀要覽、一九頁による。



米穀年度	一般物價指數	米價指數	米價率
明治34	96.78	103.25	1.067
35	96.22	104.83	1.090
36	102.43	124.67	1.217
37	106.86	111.25	1.041
38	115.20	107.50	0.933
39	119.00	122.75	1.032
40	127.90	137.92	1.078
41	126.58	138.33	1.093
42	119.19	116.92	0.981
43	119.45	107.17	0.897
44	123.95	144.58	1.166
大正 1	130.87	169.42	1.295
2	132.66	183.83	1.386
3	128.18	148.75	1.161
4	124.97	110.50	0.884
5	140.08	111.92	0.751
6	187.07	157.08	0.840
7	244.30	252.75	1.035
8	295.64	371.33	1.256
9	353.77	409.67	1.142
10	265.47	249.58	0.940
11	264.82	311.75	1.177
12	257.98	267.92	1.039
13	272.40	319.17	1.172
14	270.86	356.17	1.315
15	242.20	325.00	1.342
昭和 2	225.15	302.83	1.345
3	224.96	265.17	1.179
4	223.39	246.00	1.101

之に依れば米價指數は一般物價指數を越ゆる場合遙に多く、反對の場合は右二十九ヶ年中僅に七ヶ年に過ぎない。而して米價指數が一般物價指數に比して（即ち米價率が）二割以上高かりし年は七ヶ年に及ぶも、米價指數が一般物價に比して二割以上低かりし年は一ヶ年あるのみである。勿論之は年平均の比較であるが、月平均を比較する場合に於ても、米價指數が、物價指數に比して二割以上高かりし場合が、低かりし場合に比して遙に多かりしは瞭なる所である。従て上述の物價指數のみを基準とするときは、米穀の賣出による米價引下策を多く行はざるを得なかつたこととなる。尙ほ右の方法に依て最近各月の米價指數と物價指數とを對比すれば左の如くである。

	一般物價指數	米價指數	米價率
昭和四年十一月	二一一	二五三	一・二〇
同 十二月	二〇五	二三六	一・一五
昭和五年一月	二〇一	二二九	一・一四
同 二月	二〇〇	二三一	一・一六
同 三月	一九六	二三一	一・一八
同 四月	一九三	二二九	一・一九
同 五月	一八九	二三一	一・二二

右の如き比率を呈し、米價は上山委員の云はるゝ如く、物價指數を越ゆる二割近くにあるが故に政府は米穀の賣却を開始し米價を引下ぐべき時期と考へらるゝが、今日の農村疲弊の折には到底之は實行不可能である。勿論將來に於ても米價指數が常に一般物價指數の上位に留まるか否かに就ては、之を斷定し得ざるも、明治三十三年十月を基準とする物價指數を採用する限り、近き將來に於て、次に述ぶる内地米の特殊性其他の事情より考へ、米價指數が一般物價指數以下に永く留まるとは考へられない。されば明治三十三年十月を基準とする一般物價指數に基いて米價基準を設定するに先ち、從來の米價指數が同年同月を基準とするとき、何故に一般物價指數の上位にありしやの原因、竝に米價率漸次遞増の傾向を有せざるや否や、若し之を有するとすれば、其の原因如何を究むることは極めて緊要のことに屬する。此の點に就ては、幾分は統計作成上の技術的缺陷にも基くものであるが、尙左の諸事情が考へられる。

(一)工業生産にあつては經濟的技術進歩に何等の限界が存せざるに反し、米穀生産の如き有機

的生産に於ては、他の事情にして同一ならば、生産額の増加は比例以上の労働及び資本財の支出に由て條件づけらるゝからであり、米穀生産の集約化は米穀の交換價値の相對的騰貴に因て始めて起り得たるものにして、茲に於てか米價指數が一般物價指數の上位にありしものと考へられる。

(二)更に動的經濟狀態の下に於ては、農業技術の進歩により米作に收穫遞減法則が作用せずとも、米價率の趨勢が明治三十四年以來漸次遞増する傾向を有するは、之れ同年以來米穀の生産技術進歩が一般商品(殊に工業品)の生産技術進歩に比して遅々たるが爲めであり、従て生産力の進歩が相對的に緩き米生産のため、米價は工業品價格に比して相對的に高まり、従て米價指數は工業品を多く含む所の一般物價指數の上位にありしものと考へられる。

(三)邦人は一方内地米穀に對して、他の商品に對すると異なり、特殊なる執着力を有するため、他方本邦人口の増加に基く米の需要額が、近年の生活向上に基く一人當りの米穀消費量の増加と相俟て、内地米に對する需要を一層増加せしめたるに基き、米價指數が一般物價指數に比して相對的に高まりしものと考へられる。

此等の各原因が夫々米價指數の上に如何なる影響を及ぼせるかは、之を個別的に量的に確定するは困難なるも、少なくとも明治三十三年十月を基點とする物價指數を以て米價調節の基準となさんとする場合には、一應此等の諸點をも考慮して、茲に基準を求むることが農村經濟上否一般經濟上公正なりや否やを顧みる必要がある。

更に明治四十年より大正三年迄の七ヶ年の日銀物價指數を基準とするを可とする説あるも、同

期間に於ては物價指數は緩く一上下するのみで全體としては不動の水準を保つてゐるが、米價の方には大正元年及び二年の暴騰期を含むが故に、必ずしも完全なる基準時期と云ふを得ない。

最後に基準とする日銀物價指數に就ても一應考慮する餘地がある。其の基礎商品及び基礎銘柄に就て、標準時期に就て、また總物價指數を算定する手續たる平均と秤量とに就ても多くの問題の存する所である。當該指數は五十六種商品の算術平均たるが故に、米穀のそれに及ぼす影響は一見五十六分の一に過ぎざるが如きも、我國民經濟上米穀は尙ほ輕視すべからざる重要さを有するが故に、米價の變動が他商品に對して可成りの影響を及ぼしてゐることは、之を疑ふを得ない。然し此の影響を完全に量的に測定することは事實上不可能なるが故に、此の點に就ても解決されざる疑問を残すものと云ふべきである。

## (二) 前年を基準とする物價指數及び米價指數を對比する場合

我國の米價は既に述べたるが如く、其の變動の極めて甚きものなるが、之れ一方米穀の如き生活必需品は需要の弾力性に乏しきため、他方米穀の供給は天候に基く豊凶の如何に依て左右され、人爲的に之を支配し得ざるに基くものである。従て米價指數は、比較的的需要及び供給の弾力性に富む所の商品を多く含む一般物價指數に比して、より大なる變動を呈するは當然である。今米穀年度による一般物價指數及び米價指數を前年を基準とするものに換算し、各の標準偏倚及び標準偏倚割合 (Variabilitätskoeffizient) を算出すれば左の如くである。

米穀年度	前年を基準とする物價指數	前年を基準とする米價指數
明治35	99.42	101.53
36	106.45	118.93
37	104.32	89.23
38	107.80	96.63
39	103.30	114.19
40	107.43	112.36
41	98.97	100.30
42	94.16	84.52
43	100.22	91.66
44	103.77	134.91
大正 1	105.58	117.18
2	101.37	108.51
3	96.62	80.92
4	97.50	74.29
5	119.29	101.29
6	125.48	140.35
7	130.59	160.91
8	121.02	146.92
9	121.35	110.33
10	73.99	60.92
11	99.76	124.91
12	97.42	85.94
13	105.59	119.13
14	99.43	111.59
15	89.42	91.45
昭和 2	92.96	93.18
3	99.92	87.56
4	99.30	92.77
算術平均	103.66	105.44
標準偏倚	11.41	22.17
標準偏倚割合	11.01	21.03

之に由れば一般物價指數の標準偏倚割合は、一・〇一%に過ぎざるに、米價指數のそれは二一・〇三%に達し、米價の年々の變動は一般物價の年々の變動よりも遙に大いなることを知り得る。従て明治三十五年より昭和四年に至る二十八ヶ年の期間に於ける兩者の標準偏倚割合より考へ、物價指數の年々の變動が一・〇一% (前年を一〇〇として) に對して、米價指數の年々の變動が二一・〇三% (前年を一〇〇として) 以内に留まる場合には、先づ物價と米價とは正常的なる割合を保つものと一應は解せられる。之に反する場合には米價の變動は之を不正常なるものとして調節に着手すべきものと解せられる。此の計算によれば、過去二十八ヶ年中買上によつて米價を引上ぐべき年は、大正四年一ヶ年となり、賣出によつて引下げを行ふべき年は、明治四十四年、大正

七年、八年、十一年の四ヶ年となり、今日は勿論調節を行ふ要なき放任の時期となる。

但し茲に注意すべきは(一)過去の物價及び米價指數の偏倚割合より將來を測定せんとする危険を含むことであり、假令年々之を改訂すると雖も、近年に於ては端境期に於ける臺灣蓬萊米の移入により、米穀それ自體によつて其の價格を調節せんとする傾向を示す今日に於ては殊に然りである。(二)米價及び一般物價に右の開きを許すことが生産者及び消費者の兩者に對して果して公正なりや否やは、別個の問題として現れる。之が公正なりや否やは更に米穀の生産費及び消費者殊に労働者階級の米穀に對する負擔力より更に吟味する要がある。

### 第三 物價指數に米價の趨勢を加味する案

上述せる明治三十三年十月を基點とする日銀物價指數を米價調節の基準とするときは、從來に於ける米價指數が一般物價指數の上位にありし場合多きが故に、假に日銀物價指數の上下二割を以て米價調節線となすときは、徒らに米價を引下ぐる機會多くなり、米穀生産者の立場よりすれば不利なる場合多くなるであらう。茲に於てか物價指數に米價の趨勢を加味する案が提出さるゝ次第である。米穀調査會に提出されたる此の案の如何なるものなるかに就ては、之を知るに由なきも、最小自乘法に依て米價率の趨勢値は之を容易に求むることを得る。今大正四年を原點とし明治三十四年乃至昭和四年の期間に直線 ( $y=1.1018+0.0048717x$ ) を當嵌むれば、各年の米價率の趨勢値は左表の如くである。而して物價指數に米價の趨勢を加味せる毎年の基準米價を算出す

るには、日銀物價指數と對立せしむるために採れる明治三十三年十月の平均米價たる十一圓八一錢に各年の物價指數を順次乗じ、其の得たる各の積に各年の米價率の趨勢値を乗じて之を算出することを得る。

米穀年度	米價率	米價率の趨勢値	米價 (單位圓) (1)	指數に趨味する米價 (單位圓)
明治34	1.067	1.034	12.15	11.82
35	1.090	1.038	12.39	11.79
36	1.217	1.043	14.70	12.62
37	1.041	1.048	13.14	13.23
38	0.933	1.053	12.68	14.32
39	1.032	1.058	14.46	14.87
40	1.078	1.063	16.37	16.06
41	1.093	1.068	16.24	15.97
42	0.981	1.073	13.89	15.10
43	0.897	1.077	12.63	15.19
44	1.166	1.082	17.07	15.84
大正 1	1.295	1.087	×20.15	16.80
2	1.386	1.092	×21.58	17.11
3	1.161	1.097	17.39	16.61
4	0.884	1.102	13.02	16.26
5	0.751	1.107	○13.21	19.49
6	0.840	1.112	○18.57	24.57
7	1.035	1.116	30.01	32.20
8	1.256	1.121	43.89	39.14
9	1.142	1.126	48.56	47.71
10	0.940	1.131	29.20	35.46
11	1.177	1.136	36.85	35.53
12	1.039	1.141	31.57	34.76
13	1.172	1.146	37.64	36.87
14	1.315	1.150	41.95	36.79
15	1.342	1.155	38.44	33.04
昭和 2	1.345	1.160	35.93	30.84
3	1.179	1.165	31.38	30.95
4	1.101	1.170	29.19	30.84

今假に物價指數に米價率の趨勢を加味せる米價を以て基準米價となし、且つ之を中心として現實米價が上下に二割騰落せる場合、米價の調節を行ふべきものと想定する。然る場合に於ては實際の米價が基準米價より二割以上高かりし場合は前記の二十九ヶ年中二ヶ年あり、而して二割以上低かりし場合も亦二ヶ年である。假に物價指數に米價率の趨勢値を加味せる昭和四年度の米價三

1) 米價は東京深川正米市場の内地玄米中米標準相場一石建による。  
 注意、米價の欄中×印は米價が基準米價より二割以上高かりし年、  
 ○印は二割以上低かりし年を示す。

十圓八十四錢を昭和五年の基準米價とし、其の上下二割を以て米價調節の幅とすれば、米價が二十四圓七十錢に下れば買上を行ふべきこととなる。然るに昭和四年十一月より今年五月迄の平均米價は二十七圓五十九錢なるが故に、目下は調節を行はざる放任の時期となる。但し物價指數に米價率の趨勢値を加味せる昭和四年度の米價三十圓八十四錢が、昭和五年度の基準米價として正當なりや否やは、更に米穀の生産費及び最低級の消費者の米穀に對する負擔力よりして再び吟味する必要がある。

尙考慮すべきは米價の季節的變動、即ち月次間の變動である。米價は收穫期より端境期に至るに及び騰貴する傾向を有する。之れ端境期に至るにつれ、米穀を貯藏するにより多くの金利、倉敷料等の保存費を要するが爲めである。此の公正なる保存費と月次的米價變動の趨勢とを斟酌して、適當なる比率を以て、各月の基準米價を定むるを以てより、合理的と考へられる。但し農業倉庫が充分全國的に普及せざる今日に於ては、資力乏しき小農は賣急ぎをなすを常とするものにして、比較的資力ある地主が米を比較的永く保存し得るものなるが故に、小農保護の點よりすれば此の點にも相當の考慮を要するであらう。

併乍ら既述せる如く、此の場合も基準を年々改正すると雖も、過去長年月に亘る米價の趨勢が將來の米價を律する上に、如何程の効果があるかは疑問である。蓋し過去の米價の趨勢を決定した諸因子は年と共に變化するを逸れないからである。抑も米價の變動には一般物價の變動と同様に永年の傾向、循環的變動、季節的變動及び突發的變動が存する。此等の米價の變動は貨幣價值



の變動、米收穫の豊凶、人口の増減及び景氣變動に基く生活程度の推移による一人當りの米穀需要額の變動、米收穫の豊凶、米作技術の進歩如何による供給の増減、外米及び臺鮮米の輸入額の如何、投機思惑、戦争其の他の偶然的事情等に基くものである。此等の諸原因中、貨幣價値の變動に基く影響は、一般物價指數を以て米價を除することによつて除却され得るとさるゝも、貨幣購買力の情勢著しいと思はるゝ米穀に對しては方法尙粗雑たるを逸れない。米收穫の豊凶の影響、需要の變動等は幾多の統計的方法に依て測定し得るとするも、尙ほ完全に測定し得ざる多くの因子を残すであらう。従て過去の米價其他の諸事情によつて將來を測定することに就ては決して完全を期し得ない。今日アメリカに於ても、農産物價格豫測 (Price forecasting) の研究は極めて盛んであるが、幾多の統計的材料の完備と統計的技術の進歩とに拘らず、充分完全なる効果を擧げ得ず、此の點に就き多くの論争の存するに徴しても瞭らかであらう。殊に米價基準設定の場合に於ては、單に將來の米價を豫測するに留らず、過去の米價其他の諸事情より推定して、生産者及び消費者兩者に對して公正なる價格を算出せんとするにあるが故に、一層の困難を呈するであらう。

#### 第四 生産費及び生計費に基く案

基準米價の標準として生産費及び生計費を採用すべしとする議論も相當有力なるものであつて然かも生産費を基準米價の下限とし、生計費を上限とするを可とする説が最も有力である。最近

1) E. J. Working. Methods used in price forecasting (Journal of Farm Economics Volume XII. No. 1. p. 119.)

農林省に於ても米價基準は此の提案に從て之を決せんとするもの、如くである。

## (一) 生産費に基く案

生産費に就て見るに、如何なる生産費を以て其の根據となすかに關し、また生産費なるものが果して公正に算出され得るや否やに就ては、多くの疑問の存する所である。經濟學上に於ては、農産物の如く生産費を漸次に増加するにあらざれば任意に生産を増加し得ざる財に在ては、其の價格は需要を充たす爲めに耕作さるゝを要する最も不利なる農地の生産費たる限界生産費によつて決定さるゝ所であると教へる。然るに此の限界生産費なるものは、資本主義的原則に基いて米穀を商品として生産する場合と、農家が主として自家用飯米を得る目的を以て、不利不便を忍びつゝ經營する場合とに從て、之を異にするものなることは認むべきである。蓋し後者に在ては、他に自家勞力をより、有利に利用する機會なければ、生活を維持する爲めには勢ひ米作を合理的なる以上に集約化せざるを得ざるべく、從て其の生産費は前者の夫に比して遙に多くを要するからである。而して米の市場價格を決定する供給量は、市場に現はるゝ米量なりと解すべきを以て、米穀の市價は市場に現はるゝ米穀の限界生産費に落付く傾向を有するものと云ふべきである。然るに本邦農家の如く小規模經營が多數を占め、米穀を商品としてのみ生産せず、多くは商品生産と自家用生産とを兼ねるもの多きが故に、如何なる農家の生産費を以て商品化さるゝ米穀の限界生産費と看做すべきかは到底完全に之を決定し得ざる所である。從て代表的米作地方に於ける普通の稲作經營の生産費を採り、其の多數の平均を算出することによつて、商品として市場に現はる

、米穀の生産費の平均を示すに近きものとして満足する外はない。本來農産物の生産費決定は甚だ困難なる問題にして、比較的資本主義化されたるアメリカ農業の生産費決定に就ても、或る論者は市場に供給さる、農産物の平均生産費を以て正當なりとなし、又或る論者は最高生産費、即ち限界生産費を以て正當なるものと解し、また或る論者は平均生産費と最高生産費との中間に介在する所の生産費、即ち大多數の生産者の生産費を愼ふに足る所の生産費 (Bulk line) を以て理想とする有様にして、<sup>1)</sup>且つ此等の生産費算出方法に就ても其の意見の甚だ區々たるに徴しても瞭かである。

從來本邦内地米に關して全國的に生産費が調査され、且つ發表されたる資料には三種がある。第一のものは明治三十二年乃至三十四年の三ヶ年間に亘り、全國農事會が試みたる稻田經濟調査であり、第二のものは大正七年に臨時産業調査局が一府二十三縣に人を派して九十有戸の農家に就き前年度の米生産費を調査せしめたるものであり、第三のものは大正十一年以來帝國農會が試みつゝある記帳式の米生産費調査である。何れも調査農家の平均生産費が計算されてゐるに留まる。尙それ以外に公表されざる、從て我等の利用し得ざる農林省の出張聴取式調査 (今年より記帳調査に改めらるゝといふ) がある。從て茲には最も新しき帝國農會の米生産費調査を利用することとする。今最近發表されたる同農會の昭和二年度米生産費資料を見るに、反當り生産費及び玄米一石當り生産費は左の如くである。<sup>2)</sup>

1) Elliott, The nature and measurement of the elasticity of supply of farm products (Journal of Farm Economics, Volume IX, No. 3, 1927, p. 297.)  
2) 帝國農會農業經營部、昭和二年度米生産費資料調査による。

一反當り生産費	自作者	自作兼小作者	小作者
一石當り生産費	八七・三三	八五・三九	七九・五一
一反當り一産費内容	二九・七六	二九・七一	二八・二三

直接生産費	種子	〇・七二	〇・七二	〇・七七
	肥料	七・八八	六・四六	三・八二
諸材料	購入	八・二三	七・七五	八・一五
	家族	一・六四	一・七四	一・七七
勞賃	雇入	二〇・七九	二六・二二	二五・五五
	家族	五・七八	二・九三	二・八五
畜力費		三・〇〇	二・九四	二・五二
		一・七五	一・六六	一・六二
農具費		一・七一	一・一四	一・二七
		一・〇三		
農舍費		一一・〇三		
		二四・八〇		
公課				
間接生産費	土地資本利子(年四分)	二四・八〇	(土地資本利子及び小作料)	三三・八三
			(小作料)	〇・一二
				三一・〇七

右に由て明らかなるが如く、生産費中大部分を占むるものは、家族勞賃、小作料、土地資本利子及び公課である。自家勞働に對てしは臨時雇賃を計上してゐる。論者或は自家勞働に對しては年雇勞賃を算定するを以て、より、妥當なりと考ふるも、然し稻作に用ゐらるゝ所の自家勞働は一ケ年中の一部分の日數を占むるに留まり、且つ稻作勞働は可成りの苦痛を伴ふものなるが故に、寧ろ臨時雇賃を與ふるを以て至當となすべきであらう。次に公課中の水利費等は技術的生産の費用なるも、租税は嚴密なる意味に於て生産費にあらず、寧ろ生産費を償ひたる後の収益に對し

て課せらるゝものなるが故に、之を生産費中に加ふることに對しては尙考慮すべき餘地がある。最後に土地資本に對する利子であるが、現代の資本主義經濟を是認する限り、相當の利廻は之を認むべきであるが、最も注意を要する點は資本額たる地價の算定である。帝國農會の調査によれば前記の生産費算定に於て、地價は一反六百二十圓と計上されてゐるが、日本勸業銀行の『田畑賣買價格及賃料調』による昭和二年の全國（北海道及び沖繩を除く）普通田一段當賣買價格五百七十圓に比して多少高くなつてゐることに注意するを要する。而して農地の市場價格は必ずしも收益の増加に伴ふてのみ騰貴するものにあらずして、尙ほまた利子歩合の低下に依り、其の所有者に比較的高き社會的地位を與ふるため、又投機行爲のため等により、多くの場合其の收益價格を越ゆるものなるを以て、米生産費決定に際しては地價算定に餘程の注意を要する。然らざれば生産費を徒に高きに失せしむることゝなるであらう。

今帝國農會の調査により大正十一年乃至昭和二年の玄米一石當りの生産費と、同期間に於ける米價（深川正米市場の内地玄米中米標準相場一石建）とを比較すれば左の如くである。<sup>1)</sup>

玄米一石當り生産費（但し土地資利子を四分とす、大正十一年乃至十三年の生産費には副産物價格を差引かれ居らざるが故に之を差引きて換算する。）

年次	自作者	自作兼小作者	小作者	平均	米價
大正十一年	三七・六三	—	三五・一七	三六・四〇	三六・八五
大正十二年	三七・七二	—	三八・八五	三八・二九	三一・五七
大正十三年	三六・九八	—	三九・一三	三八・〇六	三七・六四
大正十四年	三二・五二	三四・九六	三五・三三	三四・二七	四一・九五

1) 帝國農會、大正十二年七月、米生産費調査資料（昭和二年）による。  
 大正十一年乃至十三年の生産費調査資料（昭和二年）による。  
 昭和二年の米生産費調査資料（昭和二年）による。

昭和元年	三三・六七	三三・九一	三三・八四	三三・八一	三八・四四
昭和二年	二九・七六	二九・七一	二八・二三	二九・二三	三五・九三

右の如く大正十三年迄は生産費の方が當時の米價を越ゆるも、大正十四年以後に於ては生産費は當時の米價よりも遙に低くなつてゐる。大正十四年以後三ヶ年の平均生産費をとる時は、三十二圓四十四錢となり、遙に今日の米價を越へてゐる有様である。右は米の生産費と深川中米標準相場との比較なるが、農家の庭相場は市場への運賃及び米穀商人の手數料だけ、都市の市場相場より低かるべき筈なれば、若し生産費に運賃、諸掛り、口錢等を加ふれば生産費は更に高くなるざるを得ない。従て帝國農會の過去數年の米生産費を基準とするときは、米價調節の下限となるよりも、寧ろ上限となる有様である。

茲に考ふべきことは昭和二年以後地價其他の生産費用が一般に低下せるが故に、それ以後の生産費は多少低かるべきことが豫想される。従て帝國農會の生産費を以て正當なりとするも、今日迄發表されたる生産費を以て直ちに米價の基準と爲し得ざるものであつて、昭和二年以後の諸事情を斟酌して可成り低く見積るを要するであらう。更に土地資本利子を三分又はそれ以下に計上し、租税及び公課を生産費中より控除すれば、生産費は可成り低く計上さるゝであらう。従て基準の下限として採用する農家の生産費算定には、右の如き手加減を加ふることによつて、從來よりも低く計算せざるを得ざることゝなる。併乍ら農家經濟不振の折には、下限として用ふべき生産費の決定には餘程深重なる考慮を要するものであつて、過度に低く之を決定するときは今日の

米作經濟をして一層の困窮状態に導くことゝなるであらう。

(二) 生計費に基く案

最後に生計費を標準として米價基準の上限を定むる場合に於ては、米穀の消費者中最低級消費者

一家族の月収	給料生活者中支出の割合 の米費用占むる%	労働者の米費 支出の占むる割合%	給料生活者中支出の割合 の米費用占むる%	労働者の米費 支出の占むる割合%
60圓未滿	19.80	23.04	45.71	45.87
80圓未滿	15.19	19.54	40.03	43.47
100圓未滿	13.61	16.90	37.11	40.25
120圓未滿	11.95	14.73	34.03	38.61
140圓未滿	11.04	13.69	33.02	37.05
160圓未滿	10.05	12.87	30.96	35.39
180圓未滿	9.83	11.88	31.28	34.75
200圓未滿	8.73	10.23	29.05	32.13
200圓以上	7.86	10.75	27.84	33.22

者の生計費の調査により、米穀に對する其の負擔力を測定して、之に應ずる價格を以て基準價格となすを妥當とされる。併乍ら最低級の消費者として労働者を選ぶべきか、又は給料生活者を選ぶべきか、問題である。何となれば兩階級の總支出中、米穀の占むる割合は夫々異なるからである。自大正十五年九月至昭和二年八月内閣統計局の家計調査報告を見るに、兩階級に於ける總支出中、米費用の占むる割合竝に飲食物費總額中米費用の占むる割合は左の如くである。<sup>1)</sup>

以上の數字によりエンゲル法則がよく妥當するを見る所であつて、生計費中米費用が最も多くの割合を占むるは、月収六十圓未滿の労働者階級たるを知り得るのである。従て最低級消費者の生計費を基準とする場合には、右の月収六十圓未滿の労働者の生計費を基準と

1) 内閣統計局、自大正十五年八月至昭和二年八月、家計調査報告、第二卷上、三一七、三一六頁。

するが當然であらう。

月收六十圓未滿の労働者の生計費を基準とするに際しても、(一)エンゲル法則の思想を採つて、右労働者階級の總支出中、米費用の割合が二三・〇%を占むるを以て常態となし、米費用がそれ以上の割合を占むるやうに米價が騰貴する場合に於て、米價を調節すべしとなすのか、(二)または右の労働者階級の飲食物費總額中、米費用の占むる割合が四五・八七%を占むるを以て常態となし、米費用がそれ以上の割合を占むるやうに米價が騰貴する場合に、米價を調節せよとなすのか、茲にも疑問が存する。

右何れの基準を採用するとすも、それは自大正十五年九月至昭和二年八月の米價が、右の労働者階級の収入と適當なる釣合を保ち居りしこと、即ち當時の米價が月收六十圓未滿の労働者の生計費より考へて公正なりしものこの前提の下に於て、初めて爲さるゝ所である。果して之が釣合は適度なりしや否やに就ては更に吟味するを要する所である。今之を吟味する爲め、労働者一世帯一箇月の平均勤勞收入對實支出に就て見るに、月收六十圓未滿のものに於ては二圓五十九錢の不足を告げ、實收入對實支出に於ては三十四錢の過剰を來たしてゐる。今若し米以外の家計品の價格が労働者の収入に對して公正であり、且つ米以外の支出項目が合理的に選ばれ、更に其の支出が合理的に行はれたりと假定すれば、當時の米價は勤勞收入の點より考ふれば稍高きに失せるものと考へられ、實收入の點より判断すれば米價は相當なりしものと解せられる。

斯くの如く生計費に就て考察を進むる場合に於ては、基準として採用すべき生計費に就て幾多



の疑問が生じ來たらざるを得ない。今一步を譲りて當時の米價が月收六十圓未滿の勞働者の生計費より考へ、公正なりしものとすれば、當時の米價は既に彼等階級にとりては、米穀に對する負擔力の上限にありしものと云ふべきである。米穀の如き必需品に對する需要は、假令實收入が減少せる場合に於ても比較的之を減少し難きものなるが故に、景氣變動に伴ふて實收入が大いに減少する場合に於て、若し米價が實收入と同一比率に下落せざれば、大いなる苦痛を與ふるものたるや疑なき所である。

されば勞働者の生計費を基準とする場合には、總支出中米費用の占むる重要度より考へ、從來の勞働者階級の生活基準を維持する上には、米價が他の家計用品の價格（家賃をも含む）との釣合に於て、如何なる程度にあるべきかを判斷するを要する。併乍ら勞働者の實收入を構成する勞賃、副收入、總支出を構成する米穀、一般家計用品（家賃をも含む）の價格は、夫々一様の割合を以て騰落するものにあらざるが故に、生計費より米價基準を算出する場合には一々此等の騰落割合を斟酌せなければならぬ。然し之を行ふためには生計費指數（我國に於ては未だ存せず、僅に小賣物價指數より推定し得るに留まる）を必要とすべく、また此の指數の作成を俟て始めて實質賃銀の騰落をも判斷し得るものなるが故に、今日に於ては勞働者の家計調査と貨幣賃銀（假令小賣物價を常に斟酌すると雖も）の變動とのみよりして、勞働者階級の米穀に對する負擔力の如何を判斷し、以て米價調節の上限たるべき基準を正確に確定することは至難と云ふべきであらう。

## 第五 結 論

以上に亘て米價基準の意義を瞭にし、之を決定する諸標準に就て論及した。且つ公正なる基準を決定することの如何に困難なるかを指摘した。何れの提案に就て考ふるも完全なるものとは云ひ難く、一長あれば一短あり、一の提案を以て基準を設定するは危険を含むものと云ふべきである。されば實際の基準設定に際しては各提案の持つ長所を綜合して、なるべく完全に近きものを選ぶことを要する。最近新聞紙上に發表されたる農林省の原案を見るに、既述の如く、最低級の消費者生計費より基準の上限を算定し、農家の生産費より其の下限を算出する案を採用する外に、之を補ふに一般物價指數及び其の他の經濟的條件を以てする模様である。尙ほ之には米價の趨勢をも加味する必要があらう。單一基準によるよりも複合基準による方が、より合理的なるは論を俟たざる所である。然し假令複合基準を採用するにしても、既に述べたる所によつて明らかなるが如く、之が完成には尙幾多の難關が存することゝ信ずる。

米價調節が國民生活安定上是非必要なることが是認せらるゝ限り、米價基準を設定するの肝要なるは言を俟たざる所である。此の基準設定に關しては、消費者及び生産者に對して充分公正なるものを選ぶべきは當然なるが、元來生産及び消費の兩者を完全に満足せしめ得る米價なるものが存せざるや瞭なる所である。されば米價基準の設定に際しては、一國の立國政策が多少反映することは蓋し已むを得ざる所であらう。商工立國政策を採るを妥當とせば、成る可く消費者階級

に有利なる基準を選ぶべく、また農業維持が國民經濟上必要と考へらるゝ場合には、米穀生産者に多少有利なるものを選ぶべきことゝとなる。海外よりの低安なる穀物輸入によつて惹起されたる前世期の歐洲農業恐慌に際しても、英吉利は斷然商工立國主義を探り、穀物自由貿易によつて商工業の發展を圖り、獨佛諸國は穀物關稅による保護主義を採用して國內の穀價を引上げる政策を探り、また丁抹は穀物關稅による農業保護政策を採らず、農業經營の多様化と協同組合による配給組織の改善とに依て難關を切り抜けた。何れの政策も當時に於ける夫々各國の諸事情に照し考ふれば正當なるものであつた。

唯考ふべきことは、今日の本邦米作經營の不振は、低廉なる臺鮮米の輸入と、農業そのものゝ資本主義經濟への順應の困難とに基くものである。然し我が米作經營にとりての強味は、内地米が特殊なる品質を有し邦人の之に對する執着力強きたため外米の影響比較的少なきことゝ、人口増加と生活の向上とに基き内地米に對する需要が増加する傾向を示すことゝである。從て今日我國の米作經營の難關は、前世期の歐洲各國農業の蒙れる困難に比すれば、遙に微少なるものと云ふべきである。茲に於てか米價基準設定による米價調節策と相俟て、宜しく農家は協同組合に基く自助運動によつて經營の改善を期し、また農業倉庫其の他の施設によつて販賣組織の改善を圖り以て米作經濟の振興を圖るべく、政府の米價鈞上策のみに依頼すべきにあらざるや論を俟たざる所である。(五、七、二)